

資料 1

まずはじめにお読みください

建築年月が昭和 52(1977)年 3月以前の事業用の建物などには、PCB が含まれた安定器が使われている照明器具が設置されている可能性があります。PCB が含まれた安定器は、法律により令和 5 (2023) 年 3月 31 日までに全て廃棄処分する必要があります。それ以降は事実上処分できなくなってしまうことから、本調査にご協力いただき、お持ちの建物等に PCB が含まれた安定器がないかどうかを確認していただきますようお願いいたします。

<お願いすること>

- 1 探す
- ① お持ちの**全て**の建物の建築年月、利用用途、照明器具の交換状況を調べる。
 - ② **倉庫など**に取り外された**照明器具や安定器が保管されて(残されて)いないかどうか**を調べる。

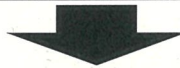


- 2 判別
- ① お持ちの**全て**の建物は、**昭和 52 (1977) 年 4月以降**に建てられたものか。
 - ② 昭和 52 (1977) 年 3月以前の建物は、**事業用**として使っていた建物や共同住宅かどうか。
 - ③ 昭和 52 (1977) 年 3月以前の事業用建物等の照明器具は、**全て交換し、処分**しているかどうか。
 - ④ 同封の「資料 2 安定器に PCB が含まれるかどうかを判別する方法」をお読みいただき、設置又は保管されている**安定器に PCB が含まれているかどうかを判別**する。

判別方法でご不明な点は、以下の**長野県 PCB 使用安定器調査事務局**へお問合せください。

電話番号 0120-917-029 (通話無料・フリーダイヤル)

9:00~17:00 (土曜、休日、祝日は除く)



- 3 回答 調査票の問いに回答し、同封の返信用封筒に入れ返送してください。

PCB が含まれた安定器をお持ちの場合、調査票にご回答いただけましたら長野県から処分の方法や必要な手続き等についてご案内させていただきます。

<照明器具がある場所、安定器が残されていることがある場所の例>

使われていない照明器具が撤去されずに残っていることや、**照明器具が交換されていても古い安定器だけ**が配線が切断された状態などで**残ったまま**になっていることがあります。特に、外灯や高天井に使われる水銀灯は、照明灯と安定器の設置場所が離れている場合があるため注意が必要です。

照明器具が設置されている場所	安定器が残されていることがある場所
事務室や工場の天井、壁際、梁	更新した器具の近くの天井、天井裏、梁
建物の敷地内の屋外灯	LED ランプに交換した照明器具の中
建物の外壁、屋上	屋外灯が付いていた照明用ポールの中
エレベータの天井	屋外・屋内の 倉庫 、電気室、機械室等の
屋外・屋内の 倉庫 、電気室、機械室など	片隅の段ボールや箱の中

裏面に続く